



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

1550	地籍調査の成果の認証	(地域政策課).....	1
1551	〃	(〃).....	2
1552	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	2
1553	生活保護法による指定施術機関の廃止	(〃).....	2
1554	生活保護法による医療機関の指定	(〃).....	3
1555	生活保護法による施術機関の指定	(〃).....	3
1556	身体障害者福祉法による医師の指定	(障害福祉課).....	3
1557	紀の川左岸土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	4
1558	農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課).....	5
1559	木材業者等の登録	(林業振興課).....	5
1560	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	6
1561	〃	(〃).....	6
1562	保安林の指定施業要件の変更	(〃).....	6
1563	特定第2号漁業者の同意成立の届出	(水産振興課).....	7
1564	公共測量の実施	(技術調査課).....	7
1565	和歌山県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札に参加しようとするものに必要 な資格等	(〃).....	7
1566	和歌山県が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務の契約に係る条件付き一般競 争入札に参加しようとする県外に主たる事務所を有する建設業者並びに測量及び設計コ ンサルタント等業務業者に必要な資格等	(〃).....	11
1567	道路の区域変更	(道路保全課).....	15
1568	道路の供用開始	(〃).....	15
1569	〃	(〃).....	15

○ 選挙管理委員会告示

*137	平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定) の一部改正	16
------	--	-------	----

○ 海区漁業調整委員会指示

3	イサキ資源保護のための水産動植物の採捕禁止	16
---	-----------------------	-------	----

告 示

和歌山県告示第1550号

和歌山県日高郡印南町大字南谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年12月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡印南町

2 調査を行った時期

平成24年4月17日から平成26年3月26日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡印南町大字南谷の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡印南町大字南谷の一部地区

5 認証年月日

平成26年12月5日

和歌山県告示第1551号

和歌山県東牟婁郡古座川町大川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年12月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県東牟婁郡古座川町

2 調査を行った時期

平成24年4月17日から平成26年3月25日まで

3 成果の名称

和歌山県東牟婁郡古座川町大川の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡古座川町大川の一部地区

5 認証年月日

平成26年12月5日

和歌山県告示第1552号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年12月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
那薬 6-1	高瀬薬局	岩出市高瀬90-1	平成 26. 9. 19
田薬新 8-26	調剤薬局花みかんふらここ店	田辺市たきない町21-35	平成 26. 9. 25

和歌山県告示第1553号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があつ

たので、次のとおり告示する。

平成26年12月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	廃 止 年 月 日
岩柔 4-18	小山裕樹	東洋鍼灸整骨院(柔道整復) 岩出市吉田242-9	平成 26.8.31

和歌山県告示第1554号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年12月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
西医新 1-26	大鎌診療所	西牟婁郡すさみ町大鎌237番地	平成 26.9.1
御歯新 1-26	シバデンタルクリニック	御坊市湯川町小松原248-10	平成 26.10.1
紀薬新 13-26	小嶋薬局	紀の川市貴志川町長山277の57	平成 26.10.8
西医新 2-26	クリニックわろうだ	西牟婁郡上富田町南紀の台54番10号	平成 26.12.1

和歌山県告示第1555号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年12月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
橋は新 7-26	大浦崇	大浦整骨院(はり・きゅう) 橋本市三石台1-3-1 フォレストはしもと1F	平成 26.7.1
御柔新 1-26	井ノ上晃勤	井ノ上接骨院(柔道整復) 御坊市岩内180-11	平成 26.7.1
海南は新 2-26	神保友則	神保鍼灸整骨院(はり・きゅう) 海南市岡田392-10	平成 26.7.1
紀柔新 1-26	西川雅也	りょう整骨院(柔道整復) 紀の川市貴志川町長原94-2	平成 26.10.6

和歌山県告示第1556号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成26年12月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	指 定 年月日	診 断 す る 身 体 障 害 の 種 類														
					視 覚	聴 覚	平 衡	音 声 言 語	そ し ゃ く	肢 体	心 臓	腎 臓	呼 吸	又 は 直 腸	小 腸	免 疫	肝 臓		
籠谷良平	整形外科	紀南病院	田辺市新庄町46-70	平成26.12.10							○								
大東弘治	外科	くしもと町立病院	東牟婁郡串本町サンゴ台691-7	平成26.12.10										○		○			
是枝大輔	透析科	紀南病院	田辺市新庄町46-70	平成26.12.10														○	

和歌山県告示第1557号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により紀の川左岸土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成26年12月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 退任した役員(平成26年12月6日退任)

職名	氏名	住 所
理事	和田敬視	和歌山市和田972番地
理事	平柳忠男	和歌山市松島366番地
理事	井口博行	和歌山市上三毛1023番地
理事	津田禎章	和歌山市東田中321番地
理事	吉川誠紀	和歌山市大垣内767番地
理事	阿部英之	和歌山市布施屋497番地
理事	嶋本賢市	和歌山市禰宜1194番地
理事	東畑敏明	和歌山市和佐中284番地の3
理事	川崎勝巳	和歌山市岩橋1677番地
理事	松尾登志彦	和歌山市出島223番地
理事	有本太一	和歌山市有本116番地
理事	乙井忠典	和歌山市鳴神747番地
理事	秋月利昭	和歌山市太田3丁目6番19号
理事	宮田俱侑	和歌山市神前214番地の2
理事	谷口美典	和歌山市西569番地
理事	石井清	和歌山市手平出島39番地
理事	田中秀直	和歌山市吉原708番地
理事	朝日祥晃	和歌山市桑山116番地
理事	上野芳暉	和歌山市坂田284番地
監事	高野弘	和歌山市金谷28番地
監事	森下利一	和歌山市栗栖395番地の2

監事 岩谷佳計 和歌山市中島316番地

2 就任した役員（平成26年12月7日就任）

職名 氏 名 住 所

理事 和田敬視 和歌山市和田972番地
 理事 平柳忠男 和歌山市松島366番地
 理事 太田克己 和歌山市上三毛438番地
 理事 山本彰夫 和歌山市大垣内569番地の3
 理事 津田禎章 和歌山市東田中321番地
 理事 高田輝夫 和歌山市和佐関戸162番地
 理事 石川利男 和歌山市禰宜441番地
 理事 東畑敏明 和歌山市和佐中284番地の3
 理事 川崎勝巳 和歌山市岩橋1677番地
 理事 松尾登志彦 和歌山市出島223番地
 理事 有本太一 和歌山市有本116番地
 理事 白樫郁夫 和歌山市鳴神129番地の1
 理事 秋月利昭 和歌山市太田3丁目6番19号
 理事 宮田俱侑 和歌山市神前214番地の2
 理事 谷口美典 和歌山市西569番地
 理事 石井清 和歌山市手平出島39番地
 理事 田中秀直 和歌山市吉原708番地
 理事 大畑喜代司 和歌山市相坂61番地
 理事 上野芳暉 和歌山市坂田284番地
 監事 岩谷佳計 和歌山市中島316番地
 監事 中筋功 和歌山市金谷441番地
 監事 北村幸藏 和歌山市栗栖184番地

和歌山県告示第1558号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成26年12月5日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年1月5日まで縦覧に供する。

平成26年12月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成26年度第8号-1	西牟婁郡白浜町栄字平才野1506
平成26年度第8号-2	西牟婁郡白浜町平字岩本313-1外2筆

和歌山県告示第1559号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成26年12月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

木材 登録 番号	製材 登録 番号	チップ 登録 番号	登 録 年月日	住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は名称及び 代表者の氏名	業務の 態 様	営業所又は工場の 所 在 地
4024			平成 26. 12. 3	有田郡有田川町久野原 1031-7	今西木材産業 今西豊治	木材	有田郡有田川町久野原 1031-7

和歌山県告示第1560号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成26年12月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊都郡高野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局地域振興部林務課並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1561号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成26年12月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1562号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成26年12月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局地域振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1563号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成26年12月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
紀州日高漁業協同組合の地区	日高郡みなべ町塚に住所又は根拠地を有する者が合計総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船を使用して行う中型まき網漁業	塚まき網
	日高郡みなべ町塚に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	塚一本釣
和歌山南漁業協同組合の地区	西牟婁郡白浜町富田又は椿に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	富田・椿一本釣

和歌山県告示第1564号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づきすさみ町長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成26年12月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（MMS測量）
- 2 作業期間 平成26年12月8日から平成29年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県西牟婁郡すさみ町全域

和歌山県告示第1565号

平成27年6月1日から平成28年5月31日までの期間において、県内に主たる営業所を有する建設業者のう

ち、和歌山県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとするものに必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期及び方法等を、次のように定める。

平成26年12月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 工事種別

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定するもの

2 競争入札参加者の資格に係る基本となるべき事項

(1) 資格

競争入札に参加する者に必要な資格は、次のアからタまでのいずれかに該当する者でないこととする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号（この規定の適用については、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第345号）附則第2条の規定による。）に規定する事実該当した後、2年を経過しない者

ウ 県税又は消費税若しくは地方消費税に未納がある者（会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定に基づく更生手続の開始が決定された者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定に基づく再生手続の開始が決定された者を除く。）

エ 申請者若しくは申請者の役員、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人、法定代理人又は総株主の議決権の5%以上を有する株主若しくは出資の総額の5%以上に相当する出資をしている者が、和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第6条第1号に規定する暴力団関係者等である者

オ 申請者の法定代理人が法人である場合において、その役員又は総株主の議決権の5%以上を有する株主若しくは出資の総額の5%以上に相当する出資をしている者が、和歌山県暴力団排除条例第6条第1号に規定する暴力団関係者等である者

カ 審査対象となる法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）に係る総合評定値通知書の申請建設工事に係る平均完成工事高が250万円以下の者

キ 経営状況が著しく不健全であると認められる者

ク 会社更生法第17条の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で、同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定がされていないもの又は民事再生法第21条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第33条の規定に基づく再生手続開始の決定がされていないもの

ケ 入札参加資格審査申請書（県内建設業者）又はこれの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

コ セの許可に係る申請者又はその役員が法令に違反した容疑で逮捕、書類送検又は起訴され、刑が確定した者

サ 和歌山県内の公共機関（刑法（明治40年法律第45号）第198条に規定する贈賄罪が成立する全ての機関をいう。）が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動をする者又は暴力を用いる者

シ 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損する者

ス サ又はシのいずれかに該当した後、審査基準日時点で1年を経過しない者

セ 申請する建設工事について、法第3条第1項の規定に基づく許可を受けていない者

ソ セの許可における主たる営業所の所在地が、和歌山県内でない者

タ 申請時点で有効な経営事項審査を申請していない者

(2) 資格審査

次に掲げる事項について行った審査の結果を総合的に勘案して資格を認定する。

ア 客観的事項

経営事項審査

イ 和歌山県独自事項

3 競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請時期及び方法等

競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請に必要な申請書類の提出時期及び提出場所、申請書類、申請書類の作成に用いる言語等、申請書類の提出方法並びに申請書類の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 申請書類の提出時期及び提出場所

平成27年1月19日から同月30日（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）までの間で、主たる営業所を管轄する振興局建設部又は海南工事事務所が定める日時及び場所とする。

(2) 申請書類

ア 平成26・27年度入札参加資格審査申請書（県内建設業者）

イ 地方基準点数一覧表

ウ 労働安全衛生法関係資格者一覧表

エ 建設業関連学科新規卒業生雇用一覧表

オ 技術職員・CPD取得者数一覧表

カ 職員名簿（技術職員以外）

キ 大規模災害時の応急対策業務取組一覧表

ク 確約書、災害時等対応重機調書、運転者調書、災害時対応仮設資材調書及び災害時等緊急対応実績書

ケ 総合評定値通知書の写し（特別な場合を除き、経営事項審査における審査基準日が平成25年10月1日から平成26年9月30日までのもの）

コ 県税の納税証明書（個人県民税及び地方消費税を除く県税全てに未納がないことを証する書面で、証明日が平成26年12月1日以降のもの）

サ 消費税及び地方消費税の納税証明書（消費税及び地方消費税に未納がないことを証する書面で、証明日が平成26年12月1日以降のもの）

シ 経営規模等評価申請に使用した損益計算書の写し（法人の場合は完成工事原価報告書の写し）

ス 同意書

セ 暴力団排除等に関する誓約書

ソ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の遵守マニュアルを作成している者は、これの写し並びに独占禁止法遵守のための研修（講習）の実施（参加）報告書及び該当する研修会（講習会）資料の写し（表紙、目次等資料の概要の分かるページを数枚程度にまとめたもの）

タ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第14条第2項の規定に基づく不当要求防止責任者講習を受講している者は、受講修了書の写し

チ 大規模災害協定を締結している団体に加入し、協定に同意している者は、これを証明する書面

ツ ISO9000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し

テ ISO14000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し

ト エコアクション21の認証を取得している者は、これを証明する書面の写し

ナ 産業廃棄物の処理体制について、次に示す書面のうち該当するもの

（ア）産業廃棄物処理施設設置（変更）許可証の写し

- (イ) 産業廃棄物処分業許可証の写し
 - (ウ) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
 - (エ) 建設廃棄物処理委託契約書の写し（平成26年1月1日から同年12月31日までの間の代表的なもの1件分）
 - ニ 労働安全衛生法関係資格者を雇用している者は、その資格を有することを証明する書面の写し
 - ヌ CPDを実施団体が定める推奨単位数以上取得した者を雇用している者は、単位を取得したことを証明する書面の写し
 - ネ 建設業労働災害防止協会の会員である者は、これを証明する書面
 - ノ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項の規定に該当する者（以下「法定義務建設業者」という。）で障害者を雇用しているものにあつては直近の同項に規定する報告書の写し、法定義務建設業者でない者で障害者を雇用しているものにあつては障害者雇用状況調べ
 - ハ 新規卒業者を雇用している者は、当該新規卒業者に係る卒業を証明する書面の写し及び雇用を開始した日を記載したム（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し
 - ヒ 優秀施工者国土交通大臣表彰（建設マスター）受賞者を雇用している者は、当該受賞者に係るム（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し
 - フ 平成24年1月2日から平成27年1月1日までの間に、法第3条第1項の規定に基づく許可を受けている者と合併し、又は同項の規定に基づく許可を受けている者から事業譲渡を受けた者は、これらを証明する書面の写し
 - ヘ 労働保険に加入している者は、労働保険料納付証明書
 - ホ 審査対象となる経営事項審査に係る審査基準日時点で労働保険に未加入であったが、その後加入した者については、「様式第1号労働保険関係成立届」の写し
 - マ 社会保険に加入している者は、社会保険料納付証明書
 - ミ 審査対象となる経営事項審査に係る審査基準日時点で社会保険に未加入であったが、その後加入した者については、「適用通知書」の写し
 - ム ウからカまで及びクに記載した職員に係る次の（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し
 - （ア）社会保険に加入している場合は、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書又は健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書
 - （イ）社会保険に加入していない場合で、かつ、雇用保険に加入している場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届等
 - （ウ）雇用保険に加入できない場合は、平成26年4月以降の源泉徴収簿又は賃金台帳等及び健康保険被保険者証
 - モ 審査対象となる経営規模等評価申請書控えの中の「技術職員名簿」
- (3) 申請書類の作成に用いる言語等
- ア 申請書類及び添付書類は、日本語で作成すること。
 - イ 申請書類及び添付書類中の金額については、外国貨幣にあつては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。
- (4) 申請書類の提出の方法
- 郵送による申請受付は行わないので、必ず持参すること。
- (5) 申請書類の提出部数
- 提出部数は、3部とする。
- (6) 特例事項
- 和歌山県における一般競争入札実施要綱（平成23年1月19日施行）第2項に規定する対象工事に参加しようとする者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期及び方法

等については、その都度定めるものとする。

4 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格認定の日から次期の定期の競争入札参加資格審査申請に基づく競争入札参加資格の認定時までとする。

和歌山県告示第1566号

平成27年5月1日から平成29年4月30日までの期間、和歌山県が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務の契約に係る条件付き一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする県外に主たる営業所を有する建設業者並びに測量及び設計コンサルタント等業務業者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期及び方法を次のように定める。

平成26年12月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 工事種別及び業種区分

(1) 建設工事

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定するもの

(2) 建設工事に係る委託業務

測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務

2 競争入札参加者の資格に係る基本となるべき事項

(1) 資格

競争入札に参加する者に必要な資格は、次のアからトまでのいずれかに該当する者でないこととする。ただし、測量及び設計コンサルタント等業務業者のうち和歌山県外に主たる営業所を有する者は、次のナからネまでに掲げる要件のいずれかを満たした場合のみ当該業務に申請できることとし、その他の業務については申請できないこととする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号（この規定の適用については、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第345号）附則第2条の規定による。）に規定する事実該当した後、2年を経過しない者

ウ 県税又は消費税若しくは地方消費税に未納がある者（会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定に基づく更生手続の開始が決定された者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定に基づく再生手続の開始が決定された者を除く。）

エ 経営状況が著しく不健全であると認められる者

オ 会社更生法第17条の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で、同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定がされていないもの又は民事再生法第21条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第33条の規定に基づく再生手続開始の決定がされていないもの

カ 入札参加資格審査申請書又はこれの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

キ 建設工事に係る委託業務を希望する者で、申請者、申請者の役員等、契約営業所代表者及び法定代理人（法定代理人が法人の場合は、その役員等）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者と関係があると認められるもの

ク 建設工事を希望する者で、申請者、申請者の役員等、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人及び法定代理人（法定代理人が法人の場合は、その役員等）が暴力団員による

- 不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者と関係があると認められるもの
- ケ 建設工事を希望する者で、和歌山県と契約しようとする営業所が申請する業種について、法第3条第12項の規定に基づく許可を受けていないもの
- コ 建設工事を希望する者で、申請時点で有効な法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を申請していないもの
- サ 建設工事を希望する者で、審査対象となる経営事項審査に係る総合評定値通知書の申請業種に係る平均完成工事高が250万円以下のもの
- シ 建設工事を希望する者で、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に未加入であるもの（法令の規定により適用除外とされるものを除く。）
- ス 建設工事を希望する者で、主たる営業所（本社及び本店をいう。以下同じ。）又は和歌山県内で建設業許可を受けた従たる営業所を有する場合はその営業所が別途定める基準を満たさない場合で県の指導に従わないもの
- セ 建設工事に係る委託業務を希望する者で、主たる営業所が別途定める基準を満たさない場合で県の指導に従わないもの
- ソ 測量業務を希望する者で、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5第1項の規定による登録を受けていないもの
- タ 建築工事の設計及び監理業務を希望する者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定による登録を受けていないもの
- チ 申請者又はその役員等が法令に違反した容疑で逮捕、書類送検又は起訴され、刑が確定した者
- ツ 和歌山県内の公共機関（刑法（明治40年法律第45号）第198条に規定する贈賄罪が成立する全ての機関をいう。）が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動をする者又は暴力を用いる者
- テ 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損する者
- ト ツ又はテのいずれかに該当した後、申請日の直前の営業年度終了の日（以下「審査基準日」という。）時点で1年を経過しない者
- ナ 土木関係建設コンサルタント業務を希望する者は、会社全体に技術士が5名以上在籍していること。
- ニ 建築関係建設コンサルタント業務を希望する者は、会社全体に一級建築士が20名以上在籍していること。
- ヌ 補償関係コンサルタント業務を希望する者は、会社全体に補償業務管理者及び補償業務管理士（同一人物が重複して申請することは認めない。）が合わせて5名以上在籍していること。
- ネ 測量業務（航空測量）を希望する者は、測量法第55条の2第5号の規定により、航空測量（空中写真撮影及び空中写真図化）を主として請け負う測量の種類としている者であり、会社全体に測量士が10名以上在籍していること。

(2) 資格審査

次に掲げる事項について行った審査の結果を総合的に勘案して資格を認定する。

ア 建設工事

(ア) 客観的事項

経営事項審査

(イ) 和歌山県独自事項

イ 建設工事に係る委託業務

(ア) 審査基準日の直前1年の希望する業務区分ごとの実績高

(イ) 審査基準日における自己資本額

(ウ) 審査基準日における有資格者の数

(エ) 審査基準日までの営業年数

3 競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請時期及び方法等

競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請に必要な申請書類の提出時期及び提出場所、申請書類、申請書類の作成に用いる言語等、申請書類の提出方法並びに申請書類の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 申請書類の提出時期及び提出場所

提出時期は平成27年1月13日から同月30日（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）までの間の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間とし、提出場所は、和歌山県民文化会館402会議室とする。

(2) 申請書類

ア 建設工事

(ア) 入札参加資格審査申請書（県外建設工事業者）

(イ) 地方基準点数一覧表

(ウ) 和歌山県内営業所情報一覧表

(エ) 契約先営業所情報一覧表

(オ) 法に基づく許可を受けたことを証する書面の写し

(カ) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第2条に規定する別記様式第1号の別紙2（1）、
(2) 又は変更届出書の写し

(キ) 総合評定値通知書の写し

(ク) 県税の納税証明書（個人県民税及び地方消費税を除く県税全てに未納がないことを証する書面で、証明日が平成26年12月1日以降のもの。ただし、和歌山県内に営業所のある者を対象とする。）

(ケ) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（消費税及び地方消費税に未納がないことを証する書面で、証明日が平成26年12月1日以降のもの）

(コ) 主たる営業所及び和歌山県内に建設業許可を受けた従たる営業所を有する場合は、その営業所の外観及び営業所内部の写真

(サ) ISO9000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し

(シ) ISO14000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し

(ス) 和歌山県内に工場を設置している者は、外観（看板）及び製造現場の写真（工場の案内等パンフレットでも代用可能）並びに工場に勤務する常勤社員のうち21名分の次のaからcまでのいずれかの書面の写し

a 健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（提出後に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者取得届）

b 健康保険被保険者証（所属先がわかるもの）

c 住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）

(セ) 委任状（代理人を置く場合）

(ソ) 受付票（県外建設工事）

イ 建設工事に係る委託業務

(ア) 入札参加資格審査申請書（測量及び設計コンサルタント等業務業者）

(イ) 契約先営業所情報一覧表

(ウ) 入札希望等一覧表

(エ) 技術資格者一覧表

(オ) 代表者・役員等調書

(カ) 県税の納税証明書（個人県民税及び地方消費税を除く県税全てに未納がないことを証する書面

で、証明日が平成26年12月1日以降のもの。ただし、主たる営業所が和歌山県内にある者及び主たる営業所が和歌山県外にある者のうち和歌山県内に営業所のあるものを対象とする。）

(キ) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（消費税及び地方消費税に未納がないことを証する書面で、証明日が平成26年12月1日以降のもの）

(ク) 直近1年の事業年度における財務諸表

(ケ) 商業登記全部事項証明書の写し（申請者が法人の場合）

(コ) 営業に関し法律上必要な登録証明書の写し

(サ) 現況報告書の副本の写し

(シ) 主たる営業所が和歌山県内にある者は、(エ)に記載する職員について、次のaからdまでのいずれかの書面の写し

a 健康保険被保険者証（所属先が分かるもの）又は健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（提出後に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者取得届）

b 住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）

c 社会保険に加入していない者は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届等

d 雇用保険に加入できない場合は、賃金台帳又は源泉徴収簿

(ス) 主たる営業所が和歌山県外にある者は、(エ)に記載する職員について、次のa又はbのいずれかの書面の写し

a 健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（提出後に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者取得届）

b 厚生年金に加入できない者については、健康保険被保険者証（所属先が分かるもの）又は住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）

(セ) (エ)に記載している資格を有することを証明する書面の写し

(ソ) 測量業者登録申請書及び別表の写し（航空測量（測量業務）を希望する県外に主たる営業所を有する者を対象とする。）

(タ) 主たる営業所の外観の写真（看板の確認ができるもの）及び内部（机、椅子及び帳簿等）の写真

(チ) 委任状（代理人を置く場合）

(ツ) 受付票（測量・コンサル）

(テ) 企業グループ業態調書（資本的及び人的関係を有する他の者と別途定める企業グループを構成し、かつ当該他の者とともに本申請を行う場合）

(3) 申請書類の作成に用いる言語等

ア 申請書類及び添付書類は、日本語で作成すること。

イ 申請書類及び添付書類中の金額については、外国貨幣にあつては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

(4) 申請書類の提出方法

(1) の提出時期に持参、又は和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課あてに申請書類及び返信用封筒（返信先住所及び氏名を記入し、切手を貼ったもの）を書留郵便で郵送すること（平成27年1月30日までの消印のあるものを有効とする。）。

(5) 申請書類の提出部数

提出部数は、1部とする。

(6) 特例事項

和歌山県における一般競争入札実施要綱（平成23年1月19日施行）第2項に規定する対象工事に参加しようとする者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期及び方法

等については、その都度定めるものとする。

4 資格の有効期間等

資格の有効期間は、資格認定の日から次期の定期の競争入札参加資格審査申請に基づく競争入札参加資格の認定時までとする。

なお、更新の手続については、後日公示する。

和歌山県告示第1567号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年12月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市名手下字今井736番1地先から同市名手下字今井741番1地先まで	旧	5.17 ） 11.18	161.70	
同上	新	8.82 ） 13.93	161.70	

和歌山県告示第1568号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年12月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 480号

供用開始の区間 紀の川市名手下字今井736番1地先から同市名手下字今井741番1地先まで

供用開始の期日 平成26年12月19日

和歌山県告示第1569号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年12月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 和歌山橋本線

供用開始の区間 和歌山市神前字貝原627番3地先から同市和田字天場1226番5地先まで

供用開始の期日 平成26年12月22日 午後3時

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第137号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年12月19日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

第2項の表中

サービス付き高齢者向け住宅 おひさま	和歌山市弘西579	を
サービス付き高齢者向け住宅 おひさま 社会福祉法人わかやま虹の会 地域密着型特別養護老人ホーム（ユニット型） わかば	和歌山市弘西579 和歌山市有本140番地	に改める。

海区漁業調整委員会指示

和歌山海区漁業調整委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、イサキ資源保護のため、次のとおり指示する。

平成26年12月19日

和歌山海区漁業調整委員会会長 榎本 秀春

1 指示の内容

2の期間内は、(1)に掲げる区域内にあってはイサキを、(2)に掲げる区域内にあっては全ての水産動植物を採捕してはならない。

(1) 下表のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線に囲まれた区域

位置	番号	緯度（北緯）	経度（東経）
御坊市名田沖	ア	33度50.122分	135度09.918分
	イ	33度50.123分	135度10.064分
	ウ	33度49.980分	135度10.066分
	エ	33度49.979分	135度09.919分
印南町印南沖	ア	33度48.332分	135度12.931分
	イ	33度48.272分	135度13.086分
	ウ	33度48.161分	135度13.025分
	エ	33度48.221分	135度12.870分
印南町島田沖	ア	33度46.725分	135度15.025分

	イ	33度46.602分	135度15.026分
	ウ	33度46.602分	135度14.879分
	エ	33度46.724分	135度14.878分

(数値はいずれも世界測地系)

(2) 下表のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線に囲まれた区域

位置	番号	緯度(北緯)	経度(東経)
御坊市名田沖	ア	33度50.079分	135度09.970分
	イ	33度50.080分	135度10.013分
	ウ	33度50.023分	135度10.014分
	エ	33度50.023分	135度09.971分
印南町印南沖	ア	33度48.275分	135度12.957分
	イ	33度48.251分	135度13.017分
	ウ	33度48.219分	135度12.999分
	エ	33度48.243分	135度12.938分
印南町島田沖	ア	33度46.681分	135度14.973分
	イ	33度46.645分	135度14.974分
	ウ	33度46.645分	135度14.931分
	エ	33度46.681分	135度14.930分
田辺市目良沖	ア	33度43.691分	135度20.640分
	イ	33度43.635分	135度20.754分
	ウ	33度43.712分	135度20.808分
	エ	33度43.768分	135度20.965分
白浜町瀬戸沖	ア	33度41.036分	135度19.842分
	イ	33度40.938分	135度19.928分
	ウ	33度41.023分	135度20.066分
	エ	33度41.121分	135度19.980分

(数値はいずれも世界測地系)

2 指示の期間

平成27年1月1日から平成28年12月31日まで